

(別紙) 違反事実

項目	詳細情報	景品表示法違反	食品表示法違反
1 伊勢店および松阪店の店頭において、生鮮水産物「外国産冷凍ロブスター半身」について、名称を「ロブスター」等と表示すべきところ、「伊勢海老」と表示し、原産地を表示しないことにより、あたかも「伊勢海老」であるかのように一般消費者に販売した。	<p>販売店：2店舗（伊勢店、松阪店） 期 間：伊勢店 令和3年12月2日～令和7年9月30日 松阪店 令和5年4月16日～令和7年9月30日 数 量：3,806個 売 上：約450万円 主な原産地※：フランス産、イギリス産 ※調査で確認できた令和6年4月1日から令和7年9月30日まで</p>	○ (該当)	○ (該当)
2 鳥羽本店、伊勢店および松阪店の食堂において、外国産ロブスターをメニューに「伊勢海老」等と表示するとともに、鳥羽本店の食堂においては、「鳥羽の伊勢海老」等と記載したポスターを掲示することにより、あたかも地場産の「伊勢海老」であるかのように一般消費者に提供した。	<p>販売店：3店舗（鳥羽本店、伊勢店、松阪店） 期 間：遅くとも令和2年4月1日～令和7年9月30日 メニュー数：14品目 数 量：約14,000食 売 上：約2,600万円 主な原産地※：フランス産、イギリス産 ※調査で確認できた令和6年4月1日から令和7年9月30日まで</p>	○ (該当)	—
3 鳥羽本店の食堂において、韓国産アワビを「鳥羽の鮑」等と記載したポスターを掲示することにより、あたかも地場産の「アワビ」であるかのように一般消費者に提供した。	<p>販売店：1店舗（鳥羽本店） 期 間：遅くとも令和2年4月1日～令和7年9月30日 メニュー数：3品目 数 量：約800食 売 上：約190万円</p>	○ (該当)	—